

(第一類 第一号)

第二十六回国会
衆議院

内閣委員會議錄 第十七号

昭和三十三年三月十四日(大曜日)
午前十時三十五分開議

三月十三日
紀元節復活に関する請願外二百件
(續編彌三君紹介)(第二〇五八号)
同外二百件(續編彌三君紹介)(第二〇一〇一号)

出席委員
 委員長 相川 勝六君
 理事大平 正芳君 理事堀井 順一君
 理事保科善四郎君 理事石橋 政嗣君
 理事受田 新吉君
 江崎 眞澄君 大坪 保雄君
 北 吟吉君 薄田 美穂君
 田村 元君 床次 徳二君
 船田 中君 眞崎 勝次君
 西ヶ久保重光君 下川儀太郎君
 中村 高一君 西村 力弥君
 出席國務大臣
 法務大臣 中村 梅吉君
 厚生大臣 神田 博君
 國務大臣 大久保留次郎君

出席政府委員
 検事(大臣官房調査課長) 位野木益雄君
 法務事務官(矯正局長) 渡部 善信君
 法務事務官(入国管理局長) 内田 麻雄君
 厚生事務官(大臣官房総務課長) 牛丸 義留君
 厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君
 厚生事務官(児童局長) 高田 浩運君
委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月十三日
委員濱谷修徳君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

同(遠藤三郎君紹介)(第二二〇九号)
同(竹内俊吉君紹介)(第二二一〇号)
同(中村庸一郎君紹介)(第二二一一号)
同(原捨忠君紹介)(第二二四二号)
同(松岡松平君紹介)(第二二四三号)

元満鉄社員に恩給法適用等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第二二〇六七号)
同(池田禎治君紹介)(第二二一〇七号)
同(有馬英治君紹介)(第二二一三九号)
下郷町の寒冷地手当引上げの請願(高木松吉君紹介)(第二二〇六八号)
兵庫県下の寒冷地手当引上げ等に関する請願(有田喜一君紹介)(第二二一〇二号)

傷病恩給増額に関する請願(中崎敏君紹介)(第二二二二号)
元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願(芳賀眞君紹介)(第二二四〇号)
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是正に関する請願(田中稔男君紹介)(第二二四四号)
同(保科善四郎君紹介)(第二二四五号)

同日の會議に付した案件
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

同外七件(床次徳二君紹介)(第二〇六五号)
同外二件(長谷川四郎君紹介)(第二〇六六号)
同(池田清志君紹介)(第二一〇八号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○相川委員長 これより會議を開きます。
厚生省設置法の一部を改正する法律案及び法務省設置法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題といたします。

質疑を許します。西ヶ久保重光君。○苗ヶ久保委員 所管が違ふのでありますけれども、ちょうど法務省設置法の一部改正が出ましたので、少しお伺いしたいと思います。

それはいろいろありますけれども、特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言わかわかりませんが、看守の処遇についてであります。自分のことを言つて恐縮ですが、私、昭和六、七、八、九、二、三年刑務所のお世話になりました、いろいろ感じたことがあつたのであります。

そのときに私が感じたことは、看守に対する当時の処遇が非常に悪いといふことでありました。私も未決でありましたが、未決、既決を問わず、刑務所にお世話になつてゐる者に対する看守の取扱いが非常に粗雑で、自分たちの苦しい生活からくるりつぱりから、刑務所内における生活を余儀なくされている弱者に非常に強く当たつた、従つてそういうたよいいな圧迫が非常に多いといふことを感じました。私ども中になら、囚人的な扱いを受けている者かな見てさえ、看守諸君のそういう処遇関係や気持に對し

て、むしろ同情をするというよりな状態であつたのであります。未決、既決を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らかの法律を犯したあるいは犯した疑いのある者でありますから、それだけでなく非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩悶しておるといふ状態でありまして、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点があるにかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろの問題が生じていることがありまして、なおまた私どもがそういう事態におきましても、いろいろ取柄その他の点もあつたのであります。こゝろいふ点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんが、いろいろ地位あるいはそういう待遇等において、一般の公務員よりも非常に差があるような点があつたと思ふのであります。しかし私ども今日の状態は存じません。けれども、あるいは刑務所の看守諸君の様子を瞥見するところによると、依然として前の時代と大差ないような感じがいたしますので、この点について現在はどのようになつておるか、その状態を聞き、できるだけそういった問題が大いに改善されることを望むわけであります。幸い法務大臣中村梅吉先生は、お人柄から申しましても、私ども常日ごろ非常に尊敬しておる方でありまして

て、むしろ同情をするというよりな状態であつたのであります。未決、既決を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らかの法律を犯したあるいは犯した疑いのある者でありますから、それだけでなく非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩悶しておるといふ状態でありまして、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点があるにかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろの問題が生じていることがありまして、なおまた私どもがそういう事態におきましても、いろいろ取柄その他の点もあつたのであります。こゝろいふ点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんが、いろいろ地位あるいはそういう待遇等において、一般の公務員よりも非常に差があるような点があつたと思ふのであります。しかし私ども今日の状態は存じません。けれども、あるいは刑務所の看守諸君の様子を瞥見するところによると、依然として前の時代と大差ないような感じがいたしますので、この点について現在はどのようになつておるか、その状態を聞き、できるだけそういった問題が大いに改善されることを望むわけであります。幸い法務大臣中村梅吉先生は、お人柄から申しましても、私ども常日ごろ非常に尊敬しておる方でありまして

て、むしろ同情をするというよりな状態であつたのであります。未決、既決を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らかの法律を犯したあるいは犯した疑いのある者でありますから、それだけでなく非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩悶しておるといふ状態でありまして、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点があるにかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろの問題が生じていることがありまして、なおまた私どもがそういう事態におきましても、いろいろ取柄その他の点もあつたのであります。こゝろいふ点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんが、いろいろ地位あるいはそういう待遇等において、一般の公務員よりも非常に差があるような点があつたと思ふのであります。しかし私ども今日の状態は存じません。けれども、あるいは刑務所の看守諸君の様子を瞥見するところによると、依然として前の時代と大差ないような感じがいたしますので、この点について現在はどのようになつておるか、その状態を聞き、できるだけそういった問題が大いに改善されることを望むわけであります。幸い法務大臣中村梅吉先生は、お人柄から申しましても、私ども常日ごろ非常に尊敬しておる方でありまして

て、むしろ同情をするというよりな状態であつたのであります。未決、既決を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らかの法律を犯したあるいは犯した疑いのある者でありますから、それだけでなく非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩悶しておるといふ状態でありまして、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点があるにかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろの問題が生じていることがありまして、なおまた私どもがそういう事態におきましても、いろいろ取柄その他の点もあつたのであります。こゝろいふ点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんが、いろいろ地位あるいはそういう待遇等において、一般の公務員よりも非常に差があるような点があつたと思ふのであります。しかし私ども今日の状態は存じません。けれども、あるいは刑務所の看守諸君の様子を瞥見するところによると、依然として前の時代と大差ないような感じがいたしますので、この点について現在はどのようになつておるか、その状態を聞き、できるだけそういった問題が大いに改善されることを望むわけであります。幸い法務大臣中村梅吉先生は、お人柄から申しましても、私ども常日ごろ非常に尊敬しておる方でありまして

て、むしろ同情をするというよりな状態であつたのであります。未決、既決を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らかの法律を犯したあるいは犯した疑いのある者でありますから、それだけでなく非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩悶しておるといふ状態でありまして、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点があるにかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろの問題が生じていることがありまして、なおまた私どもがそういう事態におきましても、いろいろ取柄その他の点もあつたのであります。こゝろいふ点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんが、いろいろ地位あるいはそういう待遇等において、一般の公務員よりも非常に差があるような点があつたと思ふのであります。しかし私ども今日の状態は存じません。けれども、あるいは刑務所の看守諸君の様子を瞥見するところによると、依然として前の時代と大差ないような感じがいたしますので、この点について現在はどのようになつておるか、その状態を聞き、できるだけそういった問題が大いに改善されることを望むわけであります。幸い法務大臣中村梅吉先生は、お人柄から申しましても、私ども常日ごろ非常に尊敬しておる方でありまして

ので、せつかく大臣におなりになった機会に——もちろんこれが一気に解決するとは申しませんが、少くとも看守の諸君が喜んで働けるように、優遇と申しますか——中には非常にけしからぬものもありましようけれど、いろいろな社会環境から心ならずもそういつた生活を余儀なくされる諸君に対し、いわゆる人間的な取扱いは——そのことそのことは刑を終えて出てきた人の更生への道の大きな力だと思っております。こういつた点で、大臣に対してごまかいはお伺いできませんが、大臣としてのこれに対する御所見あるいは今後の御抱負等をお伺いできますならば、私どもとしても非常に幸いであるし、またそういったことは全国の刑務所関係の慮まざる職員諸君に対しても、大きな希望となるのであります。抽象的なことでけつこうですから、この際一つ承わっておきたいと思つて。

○中村國務大臣 大へん御理解のある御発言をいただきまして感謝いたします。お話の通り看守につきましては待遇の問題と心の安定ということが最も大事だと思つて。看守自体の心がすさんでおりますと、自然被疑者として拘留所におられるいは刑を受けて刑務所におられる取扱いが粗雑になるおそれがありますので、この点は十分注意すべき点であると思つて。待遇の具体的な俸給等につきましては、他の公務員との関係もありませんし、私、具体的に詳細は存じておりませんが、大体均衡のとれた状況にあると思つておりますが、法務当局といたしましては近來官舎の整備と、それから研修所を設けまして、研修所に一定の刑罰若

い看守の人たちを取容いたしまして、その研修所で相当の期間看守としての心得その他について教養を授ける、そういう教育についても努力をいたしておる次第であります。実は私刑務所関係で今後特に改善を要すると思つて、在任中に努力をしてみたいと思つておりますことは、従来行政整理のありましたごときに、各省一律に二割減なら二割減ということに行政整理が行われて参ります。その場合に刑務所の看守のごときは一定の人間、物でなく人間を扱う職務でありまして、他の机の上でやる行政事務のように能率を上げればそれだけ人間を減らせるのだということはよほど趣きが違うのであります。しかしながら行政整理で一律に二割減ということに規模がまきまきと、法務当局だけの特殊事情で二割減は困りますといつてしまえば、その行政整理は根本的にくずれてしまつていふようなことから、従来の責任者でありました人たちが余儀なくこれに就いて参りました関係上、非常に人員が窮屈になって、ほんとうにゆとりのない、教習所に人を抜いてきて集めるのさへその人員の上からいいますと困難を感じておられますが、しかし教養は大事でありますから、これに現在努めておるのであります。この点は政府としてもぜひ考へて改めなければならぬ。ことに、私まだ就任早々でありまして現地の刑務所の視察をできないでおるのであります。話だけをいろいろ勉強のできる範囲で研究をいたしておるのであります。ことにそういう状態で人員が極度に切り詰められておられます上に、刑務所等におきましては臨時に護送等の事柄が起きまして、

その手いっばいの人間の中からどこかへ送り届けなければならぬというところが起ります。その人間が引き抜かれるためにさらに手いっばいのところが欠陥を生ずるといふような実情にあるのであります。その結果看守の諸君としても、言葉をかえていへば過勞といふますか、職務過重のためにやはりきつくなればならぬ、親切に事を焼くべき場合でも、それが親切を欠くようならいふが多分にあると思つて。戦前等は看守の刑の執行を受けておる者に対する態度、感じというものが、今日とは違つておつたと思つて、現在は民主的な時代になりました。決して看守が官僚風を吹かして留置人あるいは拘留所におります懲役に服しておる者を、特に精神的に圧迫するといふことは、ないと思つて。またなによりにいたさなければなりませんので、この点は教養として十分改善をすべきだと思つておられますが、実際のところにおいて待遇のほかにそういうような欠陥があるように私も承知いたしておりますので、なお国会等一段落いたしまして、現状をつぶさに視察ができる時期が来ましたら、私は極力これらの実情を調査いたしまして、そうしてわれわれの政治的な立場に立つていろいろ隘路を解決することに最善を尽くしたい、かように考へている次第であります。

○若く久保委員 大体法務大臣の誠意のあるお答えだと思つてあります。が、おそろく現在はこういつた趨勢があるのではなからうかと思つてあります。これは適当な言葉がございませぬが、以前から巡査、さらに看守という職務につく人たちは一般の仕事に適しないと申しますか、つけないような人たちが従前は入つておつた。最近はそのでないと思つてあります。最近いわゆる巡査になれないような人が看守になるというので、仕事の上では一般から非常に蔑視を受けるような形があつたわけでありまして。そういつたことが看守という業務に携わる人たちの素質をはつきり現わしていたと思つてあります。そこでやはり私は勤務場所がああいう特殊な場所であると同時に、給与等についても非常に低いといふようなことが余儀なくされたと思つてあります。しかし私はいかに刑務所がたくさんございまして、いかに刑の執行をされましても、刑務所の中におけるいわゆる服役者の精神状態をよく理解をして、やはりまともな人間に——もちろん私は教育をせよとは申しませんけれども、やはり人間と人間の接触でありますから、これは中に入つて見ぬとわからぬのであります。私ら未決でありましたから、いわゆる囚人扱いはなかつたけれども、当時はほとんど囚人と同じような立場に置かれたのであります。中の生活は二、三年してみなければわからぬことでもあります。しかし入りませんでもお考えになればある程度わかるのであります。精神的にはまことにアブノーマルな状態でありまして、今言ふように、よほど普通に扱つていても片方はひねくれるようなことが多分にあるのであります。心ないことをされますと、これがますますひどくなるというのであります。そこで現在採用される看守の教養の程度、いわゆる新制高校卒程度とか、あるいは私はやはり大学を出たような人たちが、進んで看守の職につけ

るような状態が望ましいと思つてあります。しかしこれは望ましいのであります。現実にはむずかしいのであります。けれども、そういうたいわゆる優秀な——もちろん私は今の看守の諸君が優秀でないとは申しませんが、けれども、優秀と目される諸君がやはりそういう業務にどんどん携わつても、非常に望ましいのであります。従いまして今後大臣が直接刑務所等を訪問されて、具体的に御検討願ふことは非常に望ましいのであります。一般にはやはり一番大きな問題は、一般の公務員と刑務所の職員、特にそういう看守といつたような形の諸君が、プライドを持って従事できるような環境を作つていただきたい。当時私が非常に感じましたことは、勤務時間が非常に長時間にわたるものが多かつたのであります。今日はそれでもないと思つてあります。非常に長い勤務に携わるので、勤務の交代時間二、三時間前になると、ただ帰ることを考へておられるのか、一々私どもの挙措に對してよけいな干渉等もだいたい受けたんであります。これを私考へてみますと、中から見えておつて、ほんとうに狭い暗いところに立つて長い時間おられることは、むしろ私もはすわつたりあるいは、寝ることは許されませぬ。昼の時間は相当な姿勢をしておるのに、看守の諸君はすわることもできないし、始終立つたまあるいは歩かから外を見て、逆に看守諸君がおりの中にあるような錯覚を受けたんであります。こういう状態では、今申しますような、また法務大臣の御期待される

よりな、人間味のある仕事はできぬと思ふのであります。こういふことは非常に古い話でありますので、私のこころに心配が現実においてはおもひ解決されて、りっぱになつておるならば非常に幸いでありますが、そういうことも、民主化されたとはいながら、おそれ依然として――官僚組織の上と申しますか、上級者と下級者の立場が一番明確に出ているのは警察、さらにはまたこの刑務所といったところだと思ふのであります。そういう点を含みの上、法務大臣は行刑の実をほんとうにあげるためにそういった面からぜひ御考慮願ひたい。私は受刑者に対して特別に優遇をしていただきたいと申しませんが、人間と人間の接触面、特にいわゆる罪の自覚を持つておる受刑者と、これを監視するといふ立場にある看守諸君の、人間的な接触の場面を――岸総理のおっしゃる政党的話し合いの広場と申しますか、政党的中でもそういうことをやっておるが、特に私はこの刑務所の中における受刑者と、これを監視する立場にある刑務所職員の人間的な接触の広場を、一つぜひあたたかかものにしていただくために、そういうことをなすお一そう御考慮願ひたい、かように思ふのであります。担当の局長が見えませんが、具体的な点もいろいろお聞きしたかったんであります。これはまた後日に譲りまして、きよりはせつかく法務大臣参りましたので、以上の点を要望し、ぜひその実現を期して、中村人情法務大臣の御在任中にできるだけその御解決を願ひたい、こういうことを特に御要望申し上げる次第でございます。

○中村國務大臣 承知いたしました。できるだけ御期待に沿うように努力をして参りたいと思ひます。ことに未決の拘留所におきましては、御承知の通り近來衣服、食糧等の差し入れも非常に自由になりまして、一部からはあまり自由になり過ぎるんじゃないかという声もあるが、問題はそれを取り扱ふ看守の心理状態、あたたかかというものが非常に被疑者にも影響いたします。ことに既決囚になりますと、近來服役者に對してはできるだけ職業指導のようない意味で作業をさせることに力を注いでおりますので、作業関係におきましてもできるだけ職業を指導し、職業を覚えさせるという一つの親切味をもつて看守の方も努めていく必要があるかと思ひます。御指摘の点につきましては、十分今後一そう注意いたしまして御期待に沿うように努力いたします。

○斎藤久保委員 ただいま法務大臣にいろいろお伺いをし、また御要望申し上げたのですが、局長が見えましたが看守の処遇問題を中心に伺ひたいと思ひます。

私がお世話になつたのはもう二十数年前のことでありまして、もちろんそのころとはずいぶん違ふと思ひますが、い点があるようでありまして、簡単に申すところではございますが、看守の勤務時間等を中心とした勤務状況、それから待遇の問題について、もちろん一般公務員でありますから、公務員の給与ベースでいきましようけれども、私どもの今まで知つておつた限りにおいては、同じベースでもいわけゆる一般公務員のクラスより非常に低い、最低のクラスにあるような気がするのです。依然として今でもそういう状態にあるのか、そういう点について簡単に申すのでありますから伺ひたい。

○渡部(善)政府委員 看守の勤務状況でございますが、実は看守の勤務は御承知のように普通の公務員と違ひまして、四六時中勤務をいたさなければならぬ特殊な勤務なのであります。われわれといたしましては、看守の勤務状況は現在非常に過重でございます。そのために毎年看守の勤務の緩和をはかるべく増員を要求しております。ございますけれども、定員の増加ということとはなかなかむずかしいこととございまして、われわれの考へておりますような勤務の緩和ということとはなかなかむずかしいのが現状でございます。私の方で勤務の疲労度をいろいろと調査をいたしておりますけれども、公務員等の中でも一番疲労度がきつて現われて参つております。これを何とかして緩和したいというのを常に念願いたしております。本年はそういう趣旨から三十二年度の関係で看守の定員を二百二十名増員をみたのでございまして、これはこういうふうな点を考へていただいで多少の増員をいたしたことを考へておりますけれども、なおこの勤務の緩和については今後とも努力いたしたいと考へております。

看守の勤務は夜勤の看守がおるわけでございますが、これが、ほんとうから申しますと、翌日の八時には下番しまして休息をしなければならぬものがございますけれども、定員の関係から、やむを得ず引き続き出廷等にかかざるを得ないような現状でございます。

す。それを緩和すべく目下極力努力いたしております。

なお給与でございますが、これはだいぶ改善されて参つたことを私は喜んでおるのでございます。なお十分だとは思ひますけれども、矯正職員には特別の給与をしいていただいております。矯正職員の俸給表ができております。これは大体四号調整、少し多くちょうだいいたしておるのでございます。矯正の一般と申しますのは、大体一般の号俸の四級に相当するわけでございますが、四級の一号俸が五千九百円に對しまして、矯正の一般は六千四百円でありまして、約五百円高きちょうだいいたしておるわけでございます。そのほか七級がちょうどこちらの十級に當るわけでございます。十級の一号が普通一般の号俸でございますと一万九千八百円でございますが、これが矯正給でございます。す。二万二千八百円ということになっております。矯正給は一般から八級までありまして、八級は大体一般給の十級と同じくになっております。そこで八級から上は普通の十二級ということに切りかえられることになっております。さういふ関係で刑務官、矯正職員一般の号俸は、普通一般の号俸よりも、その勤務等が加味せられて、多少色をつけていただいております。なお超過勤務等につきましても、普通の一般職よりも超過勤務手当は認められておりますので、その点ではわれわれとしては喜んでおる次第であります。

○相川委員長 福井委員。

○福井(順)委員 出入国管理業務は、かつては外務省がやっていたこともありまして、外務省との関係はまことに深いものがあると思ひます。その点の調整はどういうふうに行つておるのか。

○内田政府委員 ただいまの御質問でございますが、実際に外務省との関係は非常に密接でございます。それで、実は私自身がそうなんです。でございますが、外務省の方から参つておりましたが、そのほか人の面でも相当数が外務省のものが参つております。そういう密接な協力関係を保つておる実情であります。法律制度的には格別ございませぬが、定期に密接な協力関係で仕事をしておるわけでございます。

○福井(順)委員 出入国管理業務は、個人の基本的な人権や国際問題に關連する点が非常に多い。たとえれば退去強制、身体検査、罰則の適用等がさうですが、その取扱いは慎重をきわめなければならぬと思ひますが、担当者の教育、訓練というふうなものはどういふふうに行つておるのか。

○内田政府委員 お説の通り入管の業務といふのは、正規の入国者である、たとえれば観光のお客さんを羽田で扱うようなことから、他面は退去強制に送還を行つたものを收容いたしまして、さらに送還を行つたというふうな、人権に非常に密接に關係した業務まで、相当多岐にわたつておるのでございます。従いましてこれの教養の問題については、われわれとしても非常に重きを置いておるのでございます。現在法務研修所におきまして入管の關係の部局がございまして、そこで予算の許す範囲において研修に努めておるのでございまして、法務省の中で申しますと、現在

までのところは入管関係のものが、これもわれわれの希望通りではございませんが、一番率のいい形で現在教養に努めております。

○福井(順)委員 広島の入国管理事務所新設の具体的な必要性というものはどういうことでしょうか。たとえば関係機関との連絡上でのどういふ不便があるか、その他の業務遂行上の不便と書いてあるが、どういふところで不便があるか、お答えを願いたいと思えます。これは大臣にも一べんくらいお答え願いたい。

○内田政府委員 あとで大臣からもお答え申し上げますが、私先に失礼いたしますが、従来中国地方にございましては下関と松江であります。下関は御承知の通り福岡と並びまして、あの地区は密入国者が一番多い地区でございまして、そういう特殊なことから下関はぜひ存置してもらわなければならぬと思っておりますが、従来松江にございましては、松江の地区では仕事の量も実は非常に限定されておつたのでございまして、他方下関にございましては、下関の管轄範囲が非常に広くなりまして、ことに瀬戸内海のあるところにございまして、瀬戸内海の問題が多いのでございまして、これなどにつきましては非常に不便だったのでございまして、それからもう一つは、御承知の通り、中国地区の行政上のいろいろな中心は広島でございまして、検察庁あるいは警察その他各機関の中心的な機関はみんな広島にございまして、そこで下関から連絡するにはまことに不便でございまして、松江ではもちろんこういった連絡もできません。そこで従来

の仕様の状況を見まして、松江の事務所を広島に移しまして、瀬戸内の従来下関の持つておりました多くの港をそこに管轄させ、また今申し上げましたような、他の国の行政的機関との連絡に当たつた方が、全般としまして非常に有利である、こういうふうな考えをたわけてございまして。

○福井(順)委員 日ソ国交回復に伴つて新たに稚内等四個所に出張所を設けるというところでありますが、新事態とは具体的にどういふことを指すのか、これは一つ大臣から御答弁願いたい。それからこれらの場所における業務実績を説明していただいて、またこれらの場所以外に必要なところはないものかどうかということも、あわせて御答弁願いたいと思つております。

○中村國務大臣 国交回復に伴いまして、両国の経済関係等を通じて、いろいろ出入国関係も新たに増加して参りますので、その趨勢を大体想定いたしまして、今度のような稚内ほか数個所の出張所を新設したいと思つております。そこで今広島地区について申し上げます。過去に、大体入管局といたしましては、過去の取扱ひの実績と、今後の見通し、あるいは事務の取扱ひの便宜等を勘案いたしまして、今回一部広島の場合のように松江を広島に移しまして、受持ちの担当区域を再編成いたしまして、整備をするということと、今お話のございました、新しい国交関係に伴います、大体必要と想定される場所にそれぞれの施設を設けたい、かような趣旨に出ている次第でございまして、局長から

○福井(順)委員 これは大臣に御答弁願いたいのですが、新事態というのはどういふことか、具体的にその点だけを御答弁願いたい。

○中村國務大臣 大体国交の回復に伴います出入りのために漁船その他の船の出入りをいたしますと、これを中心に考えておられますので、今後日ソ間がどういふふうな国交が調整されて参りました以上は、こちらの船も向うの港に寄港いたすのでありまして、ソ連関係、その他の諸国の船も日本の港に寄港し、いろいろ港における出入りがございまして、そういう要衝を大体見当をつけまして、とりあえず今回の機関の設置をいたしたい、かような趣旨に出ている。

○内田政府委員 ちょっと補足させていただきます。ただいま実績の話がございましたが、稚内と樺室につきましては、実績と申し上げるほどのものは、実は過去においてはございませぬ。ただわれわれといたしましては、御承知の通り、日ソの海難協定がございまして、避難港として将来利用される公算が相当あるということを一考しております。それから敦賀、酒田につきましては、酒田は昨年度におきまして入港船舶が二十九隻、それから敦賀は過去においては二隻でございまして、これはまだ決定はいたしておりませんが、過去におきまして、御承知のように敦賀にはソ連の領事館もございまして、敦賀にはソ連の領事館もございまして、敦賀に設置されるかどうかはわかりませんが、やはり従来から、日ソの貿易というふうなことになる場合には、かなりあの辺に船が入る公算が多いのではないかと

いうようなこと、それから酒田はただいま申し上げましたように、相当な実績もございまして、中共同の貿易などから入ってくる船もございまして、そういうことから二カ所に設置したい、こういうふうな考えをしております。

○大平委員 一つだけ関連して、これは実体の問題じゃないのですけれど、また今度の法律をどういふ問題でございまして、地方行政機関の根拠法令ですが、裁判所の支所、検察庁の支所、法務局の支所、こういうものはみんな法律によらずに、設置規則か何かでできておる。それから警察なんかは条令でできておる。それから税関の支署なんかも組織規程でできておる。国鉄の駅とか、機関区とか、保線区とか、車掌区とかいうようなものは、国有鉄道の組織規程でできておる。郵便局は告示でできておる。こういう事例を見ますと、地方機関にはずいぶん法律によらずにできておるものがございますが、入国管理事務所とか、出張所とか、非常に弾力的に運営しなければいけません、国際関係の繁栄に応じて、弾力的に調整して、それにアダプトする行政を即時即応の形でやつていかなければいかぬの、これが法律によるというのとはどういふわけか。何か特別の理由があるの、ございまして、それが一つ。それから、もし将来私が申し上げるよう、これは法務省令でできるといふふうにおやりになる意図があるのかないのか。その点だけ何っておきたいと思つております。

○中村國務大臣 実はこの種の出張所等につきましては、所管省の省令等で定めることができれば非常に便宜と思

うのでありますが、地方自治法の百五十六條の六項によりまして、国の行政機関は国会の承認を経なければならぬという制限にどういふ当てはまるように解釈せざるを得ないので、そこで設置法の改正によりまして国会の承認を得たい、かような次第でございまして、なお詳細につきましては、政府委員から申し上げます。

○内田政府委員 実は入管の立場から申し上げますと、全くたゞいま御質問の通りに考えておるのでございまして、ただ大臣も申しましたように、地方自治法第五十六條第六項に、国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。という規定がございまして、ところが次の第七項には、非常に広い範囲の例外的なものが羅列してございまして、入管の方はこれに入っていないのでございまして、過去におきまして、これに入管の出張所を入れてもいたしたいということ、政府部内におきましていろいろ折衝して参りましたが、遺憾ながら今日まで実現を見ておりませんものですか、やむを得ず今回もこういう形で法律案として出したわけでございまして、将来でございますことならば、この地方自治法の第七項の中に、入管の出張所も入れるようにいたしたい。今後努力して参りたいと思つております。

○相川委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 法務大臣にお尋ねいたしますが、昨日の午後日米合同委員会の刑事裁判の分科会が開かれたわけでございまして、当方からは法務省の係官が代表として出席されたはずでございまして、その際外事裁判権に関するどういふ方針を指示なさつて出席せし

ら……

ら……

めたか、その点まずお尋ねいたした
い。

○中村國務大臣 日本側の裁判権分科
小委員会の委員長である責任者は、法
務省の津田秘書課長が出席しておるの
であります。私どももいたしまして
は、従来警察及び検察庁におきまして
事件の内容、それから管轄の問題、あ
らゆる角度から検討し、またその裏
づけとなるべき証拠を収集して参った
わけでありまして、最後の結論を出す
に当りましては、最高検察庁に現地の
検事正、次席検事あるいは担当検事等
を集めまして、そうして中央の者もこ
れに参画をして直接取扱い者のみ
であります。ややもすると、自分らの
考えに偏した見方では、これは外国と
の折衝になりませんから、慎重に最高
検で検討いたしました結果、かねて御
承知の通り、管轄権は日本にある、こ
ういふ結論を得ましたので、この主張
を貫き、かつその裏づけとなるべき諸
般の事情をその際、十二日の分科委員
会で詳細にわが方から説明をいたさせ
たのであります。これに對しましては
即座に結論ができませんで、米軍側にお
きましては、一応こちら側の主張とそ
の裏づけとなるべき証拠関係を十分
説明を聞きまして、これを持ち帰つて
まず、自分たちが検討するということ
と、検討した結果を、何か向うとして
はいろいろな機会に合議すべき筋が何
本にもなっておるものであります。こ
れらを処理した上でもう一回合会を開
こう、こういうことでまた次の合会の日
取りは明確になっておらないようであ
りますが、若干これに日数をかして
もらいたいということであつたのであ
ります。

○西村(力)委員 そういふ分科会の持
ち方でありまして、米側としては今
もって結論を出さない、日本側の出方
を待つ、こういう態度をとっておるこ
とは今の御答弁でも明らかです、ま
た私たちが十一日の午前中に米國大使館
に参りまして、カーペンター一書記
官と会見して、われわれの見解——日
本國民全体というていいような見解
を強く申し入れてきたのであります。
その際も彼らは事の処理を遷延する、
こういう傾向が非常に見えるように思
えてならなかつたのであります。そ
ういふ日米合同委員会の場合におい
て、こちらの見解を出す、これは堂々たる
態度で持つてございまして、それ
を貫いてもらわなければならぬと思
うのですが、やはりこちらの言いつを聞
いてから向うの態度をきめるというこ
とじゃなく、向うは向うの見解を持
て出席する、こういう態度でなければ對
等の會議というわけにいかないのじや
ないか。今の御答弁を聞いてみると、
日本側は向うさまにイニシアを握られ
たまま、こちらの言いつだけを述べ
て、向うさまの御判断等にまかせると
いうように聞えてならない。向うは向
うとしてのやっぱ見解を示して、對
等の立場で話し合いを進めていくので
なければ、これはいけないのではない
かという私は感じを持つております。法務
大臣はその点はどうか考えになります
か。

○中村國務大臣 従来の例等が非常に
今回の結論を検討する上においても
關係があると考へまして、私どもは
従来の先例等につきましても、一応実
情を調査し、検討をいたしておるの
であります。従来日米兩國の刑罰法規

に照らして、兩國の法規關係から見
て、犯罪の構成に疑いがない事案で、管轄
が問題になりました場合におきまし
ては、大体アメリカ側としては、アメリ
カ側の見解は一応ありますけれども、日
本側が筋の通つた主張とその裏づけと
なるべき証明をひつ下げて當つた場合
には、大体アメリカ側が譲歩をいたし
まして、日本に裁判権を譲つておる。ず
いぶんこのために正面衝突をしたこと
はあるのであります。結果的には
今までの例では、そういう場合にはア
メリカ側は日本に裁判権を渡して、結
論としては解決はいたしておるよう
であります。ただ管轄について非常な争
いになるのは、アメリカ側自身は日本側
に裁判権があるものとして日本に裁判
をやりましたが、被疑者自身が裁判権
を日本にないはずだという主張をして、
その争いで最高裁判所までいつた事例
もあるようであります。兩國間にお
いては、そのことのために對立のまま
で終つたといふことはほとんどない
のであります。今度もわが方の主
張が正しいといふこと、ただ主張だ
けでなしに、その裏づけとなるべき理
論及び証拠をもつて當つていけば、打
開できるものと私は考へておるのであ
ります。日数につきましては、先刻申
し上げましたような次第で、日本側か
ら出ておられます小委員長としましては、
ぜひ一週間以内くらいに結論を出して
くれといふことを要望したのでござい
ますが、先方といたしましては、
ただ自分らの見解だけではなしに、こ
れは合議すべき筋が実はいろいろな複
雑な組織があるために、数力所にお
たつておるので、これらをこなして
くのはどうも一週間では無理だ、そ
れ以上の若干の日数をほしい、こうい
うことであつたのであります。

○西村(力)委員 そのような方式で交
渉を進められるということは、従来の
例からいまして、大体成功をおさめ
ておるといふ観点からなされたとい
うことであります。またそれ以上私は
その点をとかく申し上げようとは思
いません。ただ早急に一つ日本の正当
なる主張を貫くように努力を願いた
い。

それからその際においてアメリカ側
から、何か口頭でもつてそういう申
入れがきておるとか、こういう意向が
われわれに通知されておる、こういう
話しはなかつたかどうか。実を申せば
その午前中に参つたときに、分科会に
アメリカ側としては、こういう申し入
れを受けておるといふことを提示す
る、こういう約束があるのでございま
す。何か口頭でもあるいはその他の方
法でも、そういうことがなされたかど
うか、お聞かせ願ひたい。

○中村國務大臣 実はそれまで報告を
聞いておりません。ただ分科会の経過
だけを私は報告を聞きました。後刻な
おあらためて確かめておきたいと思
います。

政府側としてはどういふ考へ方を持
ておるか。事の進捗をはかろうとな
さつておるか、この件に關する問題に
ついての見解なり、政府全体の方針を
明確にしたいだきたい。

○中村國務大臣 法務省としての立場
については第一にお答えいたしたい
と思ひます。実は外國人登録法に基
きまして、法律の定めるところによつ
て、外國人で日本に滞在して一定期間
を過ぎる者については、それぞれ各市
町村役場におきまして指紋を取つて登
録をいたしておるのでございまして、
特殊の一国に對して特例を設けるとい
うことは事実上できないのでありま
す。もし一国について特例を認めるよ
うなことがありましたならば、統一し
た外國人登録法というものの根本が維
持できませんから、法律の定めがあり
ます以上は、法律に基いて法務當局と
しては、この外國人登録を実施してい
く以外に方法がないと思ひます。ただ
問題は、中國通商代表部が設けられ
ます場合に、この人たちの身分をどう取
扱つかということが政治問題としてほ
かに残されるわけでありまして、法務省
の外國人登録をいたしましては、國際
慣例にならぬと思ひます。大公使館ある
いは領事館等外交機關、及び公務を帯び
て日本國に入國することを日本政府が
承認したのものについては、登録を除外
いたしておられますから、國際慣例の範
圍内において取り扱つかどうかとい
うことになるわけだと思ひます。ありま
す。そこで、通商代表部の人たちが公
務を帯びた入國として日本國政府が認
めるかどうかといふことについては、
これはどちらかといへば主管である外
務省が中心になりまして検討すべき事

項であらうかと思いますが、目下政府
部内におきましては、いろいろ機会あ
ることこの問題を協議いたしておる
のでありますが、いまだ結論が得られ
ない状況にあると承知いたしております。

○西村(力)委員 きのう海外同胞引揚
特別委員会において、そこにいらつ
しやる厚生次官のお話では、中共にお
ける行方不明者の調査のために係官を
派遣する、こういうことを現在ジュ
ネーブにおいて先方側と交渉中であ
る、こういうお話でございます。この
行かれる人は政府の職員である、た
行く資格がどうなるかということに相
なることと思うのですが、その場合
において、先方との話し合いにおい
ては、やはり準公務員とか準国家の代表
というふうな立場で扱うという扱い方
について話し合いの余地が十分にある
のじゃないか。それを逆に考えまして
も、これは相当政府側としては考
余地が存するものであるし、また考
なければならぬと思っております。な
法務省設置法に伴って提出をいた
た関係参考資料を見ますと、指紋押
なつ状況というのが最後にあります
が、朝鮮の方、あるいは韓国の方、こ
ういう方々が現在五十八万六千六百
十六人おる、その中で指紋押捺をや
ておるのは二十九万人だ、こういう資
料が出ております。その他の外人につ
いても、これは全部が全部指紋押捺を
やるということはありません、これ
けつこう済んでおるといふか、法律の
建前から言ふとこれではいけないの
すけれども、事実はこちらで済んでお
るということもありません。こういう状
況から見まして、中国との貿易を強化す

るという国の大方針が立つならば、十
分に解決の道は講じ得るのじゃない
か、かように考えるわけでありませ
ん。そういふ点について法務大臣とし
て一段と問題の解決に努力あるいは考
慮をせられることが望ましいのでござ
います。まあいずれにしましても私
ちとしては、法は法でありませうけ
れども、いろいろな現状から言いまし
ても、解決される方法があるとするな
らば、ここで大乗的な、政治的なとい
うか、そういう解決をせられることが望
ましいと思っております。

次に、立川の飛行場に入出国管理事
務所の出張所を今度設けられる、こ
ういうことであります。あそこを
いう事務所を設けなければならぬ必
要性はどうかと伺うところにあるか、こ
れは専門の方に一つ御答弁を願いた
いと思つておる。立川のことをお答
え申し上げます前に、ちよつと誤解を解
かしていただきます。

外国人登録法は十四才未満の者には
適用しておられません。その結果、全
部の在留しておる者の数と登録を済ませ
た者との差が出ておるわけでありま
して、それは法律にもちゃんと規定して
ございませう。従いまして、成年者であ
るにもかかわらずある特定の例外を設
けたといふことは、過去において一つ
もございませう。その点だけは御了承
いただきたいと思います。

それから立川の問題でございま
す。これは正式に申しますと、御承知
の通り立川は軍の飛行機が出入りして
おるわけなのであります。しかし実際
は軍用機は乗って出入国いたす者の数
が相当にございませう。その結果、す
でに二年ほど前から立川には一応出張員を
出しておつたのでございませう。実績を
申しますと、昨年度におきまして正規
の入国者は立川から九百六十三名で
ございませう。それから正規の出国いた
した者は九百六十八名でございませう。そ
のほか特別上陸を申しまして、乗継
ぎ等のために上陸を認めました者が五
百五十二名でございませう。こういう数
字がございまして、実際上立川から出
入りしている者がございませうから、そ
のため、今まで非公式な形で出して
おりました出張員を正式の出張所に
いたしたい、こういう考えでございま
す。

○西村(力)委員 この点は法務大臣に
お尋ねしたいのですが、どうも使用条
件というものを向うが勝手に自由にす
るといふことが、そういうことが非常
にひんぱんに起きておる。この間も富
士山ろくで実弾を投下した。使用条件
の協定には実弾投下は認めないに
もかわらず実弾を投下した。しかも
それが区域外四キロの地点に落下して
おる。五メートルくらい離れたところ
に落ちたならそれと云えるけれど
も、四キロの地点になると故意に落
したといふことになる。使用条件に違反
するだけじゃなくて、故意に住民の人
命財産を損傷する危険がある区域外に
直接落とすといふことは、米国の考
え方がまことにわれわれとしては納得
できない、了承できない、こういうこと
なんです。立川においてもあそこ
の使用条件はもともとと厳格であるべき
じゃないか。一國の首都である東京に
外国の基地を置くだけでも日本人とし
てはまことに歎かわしい。残念です。
その立川基地には勝手に軍用機を利用

して民間人が出入りをするというよう
なこと、それを認めた上に立つて、仕
方がないから出張所を置いて出入国を
管理する、こういうふうな行き方はま
ことにわれわれとしては残念に思わざ
るを得ないわけですね。そういう出張所
を置く前に、使用条件の違反に対して
はもう少しきつめとした態度で向つて
いくのが正しいのではないと思われ
る。私は立川基地に入出国管理出張所
を置くといふことを見まして、全国に
起きている使用条件違反のケースなど
を思い起して、政府側のこの態度な
り、何でも向うの御無理はごもつとも
としてそのしりぬぐいをやつていくと
いうのは、まことに残念ではないかと
思ふ。その点に対して法務大臣のお考
えを一つ承わりたいと思つておる。

○中村國務大臣 私の方でいたしま
しては、現実をどういふ実情にありませ
う。以上は、法務省の所管をしております
業務を完全に遂行いたさなければなら
ない、こういう立場に立つて、従来
も出張員を置き、この出張員を正規の
出張所として設置をいたしたいとい
うことでございます。なお、爆弾が区域
外に落ちたとか、あるいは使用条件の
問題等につきましては、どちらかとい
へば所管は調達庁にあるかと思つて
あります。法務省といたしましては、
御指摘の点については十分注意し
善処したいと思つておる。

○西村(力)委員 善処して解決して
らなければならぬと思つておる。た
だ立川のようなあいつところから一般
人が着陸し、あるいはそこから飛んだり
した場合には、管理所を置いて、軍
関係の軍人軍属との判別がなかなか
ずかしい場合があります。そこにいろ

いろな、そういう関所をくぐるとい
うようなこともあるのではないかと
思われるのです。ですから、ことさら
立川のようなどころから出入りするこ
とを強くためていくような場合に努力
していただかなければならぬのじゃな
いかと思つておる。そこで係の方に
尋ねたいのですが、立川のような場
合においても、日本に入出国する人々
を一人残らず完全に公正なる管理が
できるかどうか、私はその点に關して
非常に疑問を持つておるのです。た
えば板付なら板付とするならば、羽
田の空港のように民間機の着陸する場
所と軍関係の飛行機の着陸する場所
と判然と区別されておる。それす
れば案でしよけれども、立川におい
ては全然然りてないはずだ。それ
とその管理は非常に困難をいたすとい
うことが予想されるわけなんです。そ
の点に關してはどうでしよ。そうい
うことはなく、はっきり完全にでき
るという御見解であるのか、そういう
点についてはどうですか。

○内田政府委員 ああ、基地にお
きまして、軍用機を利用した出入国が、
基地協定に違反するものであるかど
うかにつきましては私は存じませ
んが、実情をいたしましては、現在朝鮮との
往復の問題あるいは沖繩との往復等
からみまして、軍用機が利用される
情にあることは、その当否は別と
しまして、實際存在しておるわけ
でございます。われわれの方でいた
して、この立川等の基地を利用いた
した出入国につきましては、非常に不
完全な状態でありまして、その後米
軍側といろいろ交渉の結果、ともかく向

管の方へ出頭させるというとりきめが
できまして、それに基きまして現在動
いておるわけでございます。しかしお
説の通り、基地の場合におきまして
は、われわれの事務所は基地の外に
ございませぬ、必ず向うがシヴィリアン
の者を全部連れてきておるといふこと
を確認いたす方法はございませぬ。従
いまして基地からわれわれの事務所を
經由しないで入っておるものがないと
は申されないと存じます。これは実は
われわれの方もそういう者がいないか
というところにつきまして、あまり公然で
はございませぬが、いろいろ調査をい
たしておりまして、相当はつきりした
データを御得しましたときには、さらにそ
ういふ点につきまして米軍と交渉いた
したいと思つて準備はいたしておりま
すが、現在までのところはつきりそ
ういふものをまだつかまえておりませ
んのですから、データをもつて交渉す
る段階には至っておりませぬ。しかし
御指摘のように、われわれ自身もそ
ういふ者があり得るであらうという懸念
は持つております。

○西村(力)委員 たいだいま御答弁のよ
うに、確信をもつてもぐりがたいとは
言えないという実情にある。また使用
条件違反といふことは明確であります
ので、先ほどの法務大臣の善処といふ
言葉だけではわれわれとしては不明確
であります。もう少し法務大臣として
の見解、善処の方法というか、そん
ういふことについてお聞かせを願ひたい
と思ひます。

○中村(高)委員 先刻やむを得ず善処
と申し上げたのでありますが、私ども
といいたしましては基地使用の約束が安
保条約に基いて、また行政協定等に

よつてどういふようにできておるか、
その詳細の点を十分承知いたしてお
りませぬので、これを所管の当局と協議
いたしまして十分検討をして、もしそ
れがまさしくそれらの基準にはずれて
おるものであるとするならば、敵に交
渉をいたしまして、そういう条件には
ずれないようにいたさなければならぬ
といふ、こゝろの趣旨に考へておるので
ございます。具体的にどうするかとい
ふことにつきましては、私どもその基本
を存じませぬから、基本を十分に検討
いたしました結果、善処いたしたい
かように考へておる次第でございます。

○相川委員 中村(高)委員
○中村(高)委員 入管局長にお尋ね
たい。華僑のマカオへ行くといふ
旅券で中国に行つたといふあの問題
で、われわれのところへも陳情書がき
ておるのでございませぬけれども、あれ
はどうなつておりますか、御報告願ひ
たい。

○内田政府委員 あの問題のいきさつ
をごく簡単に御説明申し上げます。華
僑がマカオへ行つてきたいからとい
う話はいふ前からございませぬが、そ
の前にマカオあるいは香港の再入国を
取りまして参りました者が、これは確
認できた数はごく少数でございますが
が、中共の本国の方へ参りまして、
しよそれが主目的で香港またはマカオ
への再入国を取つて行つたという例が
前にあつたのであります。そこであの
問題が起りましたときに、そういう前
例からいろいろ異論がございまして、
もちろん考へようによりましては中共
本土との再入国を認めてもいいじゃな
いかという意見もむろんあり得るわけ

でございます。その当否を今こ
で議論いたすのはございませぬが、
ともかく当時の情勢をいたしまして
は、まだ中共へ行つて帰るといふこと
は認めないといふ建前のときでござい
ましたから、前にこゝろの例があるの
で、実はマカオへ行つて中共へ行かれ
るようなことがあつては、われわれと
しては困るのだといふよりなことで、華
僑總會といふいろいろ話をして参つた
のでございませぬ。その結果、それじゃ本土
には行かぬから、マカオだけで帰る
から一つ再入国をくれ、こゝろのこ
ろでございませぬので、それではそ
ういふ条件で再入国の許可を出しよ
うといふことになつたのが最後の結
果であつたわけでございます。それで
さういふ条件で再入国を出しま
したところが、マカオに着きましたと
すぐに、翌日でしたか、翌々日でした
か、中共の本国の方へ行つたわけ
であります。これは香港の方から
も参りましたし、またその点は当
人も争つておりませぬ。自分たち
も争つたといふことを認めておる。
さういふことを認めておる。そ
しましては、俗な言葉で申しますと、
あまりになめたやり方と申しますか、
これだけ約束しておいたのにすぐ行
く、これでは少し話が違ふじやない
かといふことで、われわれは再入
国許可を取り消しますと、今度は査
証なしで日本へ入つてきたといふ
ことになつたわけでございます。そ
こでそれを理由にいたしましたので、
一応われわれは退去の決定をいたしま
した。今、一応と申し上げておる
は、そのほかに法律上争う道がある

でございます。それで入管令五十
条の線に乗りまして、法務大臣の特別
在留許可を求めらる道がございまして、
その進行途上におきまして、この華
僑の十名の人が行政訴訟を起しま
した。現在その行政訴訟が進行中
でございます。しかも行政訴訟を出
したわけは違反審査と申してござ
います。その結果、事件としては、
いまだにペンディングな状況にあ
るといふのが現状でございます。

○中村(高)委員 一部は入国をして、
今局長の言われるように、行政訴訟を
起しておるようですが、まだ何人か入
れないのがありますね。

○中村(高)委員 これはどういふふう
になることになつておりますか。

○内田政府委員 二名でございます。
○中村(高)委員 これはどういふふう
になることになつておりますか。

○内田政府委員 これは理屈の上から
申しますと、再入国許可が取り消され
ておりますから、今度は新たに香港の
あそこにおります人としてございま
すが、香港の総領事館にでも出頭いた
しまして、日本への入国査証をとつ
て入つてきてもらふといふことにな
るわけでございます。

○中村(高)委員 前に入つてきたのは
査証なしで入つてきた。これはさうす
と一時仮入国といふよりなことで
して入つたのだと思つております。査
証なしで入つてきたのが内地にいま
すね、これはどういふ手続ですか。

○内田政府委員 お説の通り仮上陸で
認められたわけでありませぬ。それは
船の場合でございます。上陸拒否で
その船に乗つて帰れといふことが言
へませぬが、飛行機でございますから、
羽田に

おりてしまつたものはどうにも一応は
やむを得ないわけでございます。仮
上陸で認めておるのが現状でござい
ませぬ。もしかりにこゝろのことを
私に頼むいたすわけではむろんござ
いませぬが、もしかりにほかの二
名が飛行機で来てしまつたといふ事
態が起れば同様に取扱はざるを得
ないと思つております。しかしおそ
らく航空会社は切符を売らぬと思
ひますから、まさ

○中村(高)委員 そりすると飛行機
の切符を買わなければむろん入つて
来られないのですし、査証なしでは
切符は買えないはずなんです。何か
したといふか、どういふふうにして
入つてきたのですか。

○内田政府委員 その点は全く一つの
手違ひでも申すより仕方がないので
ございませぬ。航空会社への通知が
適宜に行われなかつたためにさうい
ふ事態が生じたわけでございます。

○中村(高)委員 私たちのところへ
情書や何かで言ってくるのを見ると、
非常に長く三十年も何十年以上も
日本におつて、家族もおる。それで
こゝろのないのでどうも残つてお
る諸君は非常に困つておるらしい
のですが、その事情も私らわかつた
と思つて、これらの華僑はいずれも
長く日本におつて、問題を起した
こともない人だといふならば、やは
りこれは何か仮入国みたなこと
にして、そりして違反であつた
点はまた別に方法を講ずること
にして、何か仮入国を認めてやる
といふよりなことは必要だと思つ
ておりますけれども、家族や何か
みな置いておいて、そりして入
つてこられないといふ形はま
すまいと思つて

あります。密入国したり何かしたのとはちよつと事情が違つて、このまゝいつまでも入つてこれない、そのまゝ置くというの思ふとも思ふのですが、それに対して何か政府側として考へておられるのですか。

○内田政府委員 全く私どもも家族の人たちの気持はごもつともだと思つております。われわれの当初の考へ方は先ほど申し上げましたように、十名の者につきましても一応の退去はいたしましたものの、最後の結論につきましては十分その事情によつて善処いたしたい、こゝろいふ考へ方でおつたのでございますが、先ほど申し上げましたようにないきさつて行政訴訟になりまして、またその仮処分の結果、われわれの業務が進行し得ないという状況になつておりましたために、その問題がペンディングの間に、向うに残つた二名につきましても、正規な入国を認めるといふのもちよつと段階として飛んでしまふのではないか、こゝろいふふりに考へておられるわけでございますが、そのことは將來この二名の者をどうして入れないのだといふ、こゝろいふことをきめておられるわけでは毛頭ないわけではございまして、状況の進展に応じて、ただいまお申し出のような趣旨において十分善処いたしたい、こゝろ考へておられるわけでございます。

○相川委員長 西村力弥君。
○西村(力)委員 厚生省設置法に關連して、行政機構の問題について大久保担当大臣に御質問申し上げます、こゝろ思ふのです。上下水道、工業用水、いずれもこれは都市計画に非常に大事なことでございしますが、この行政が從來建設省、厚生省あるいは通産省、こゝろ

りところにもたがつておつて非常に迷惑をこうむるのが国民関係者だ、こゝろいう状態であったのです。まあ水道のことをお願いするには、やはり厚生省にも建設省にも同時にお願いしなければならぬ。どちらか先に行く一方の役所が不満を言ふ、お顔色が悪い。またその起債の問題になりますと、地方の財務部からずつと上までやつてこなければならぬ。一方においては郵政省の關係もありますので、そゝろいふ方面にも行かなければならぬ。非常にむだな苦労が關係国民に避けられない問題としてあつたわけなのでございしますが、今回一月十八日閣議決定としまして、三分割の方法を大体出された。

この点は確かに一歩前進せられたものであると思つて私たちは喜んでおる。ただその分け方を見ますと、まことに不徹底ではないか、こゝろ思ふのです。工業用水が通産省所管になります、こゝろいふことは、いゝとして、下水道において、これは建設省である。しかしながら終末処理問題は厚生省、こゝろいふ場合になつておる。その点はまことに不徹底である。また基本的にいいますと、これは何れも建設省の肩を持つわけでもなんでも私たちがないのでございしますが、都市計画の全般の問題としては切実な問題である。しかも下水道にしても河川行政も密接する、こゝろいふことなのでございまして、上下水道も、これは建設省所管になつた方が一番の性質上いいではないか、こゝろいふ場合に考えられるのですが、その点は日本の官庁機構の問題からいまして、一がいにそこまで踏み切るまではなかなか問題もあると思つたので、その点に對す

私の考へ方を強く申すかと思はれないのでございしますが、この下水道問題については、終末処理場だけ厚生省に分けた、こゝろいふようなことに対しては、どうも不徹底である。そゝろいふと、下水道の問題については同じ計画で、同じ資金で事業をやるにかかわらず、厚生省と建設省と両方にまたがつて問題の解決をはからなければならぬ、こゝろいふことになつてくるわけでございます。その点について、閣議でそゝろいふ決定をしたそのほんところ、理由、考へ方を一つ御説明を願いたいわけでございます。

いただかなくてもわかるのですが、なぜ下水道を厚生省が担当することが正しいのか、下水道を建設省が担当するのが正しいのか、しかも下水道において終末処理場だけ厚生省が担当しなければならないのか、こゝろいふ点です。これは政府で案を作られた限りにおいては、相当の検討と結論を持つて提案されておるだろうと思つておる。その点について、政府の考へ方をお聞かせ願いたいわけでございます。

○神田國務大臣 今回厚生省設置法の一部改正の内容になつております。いゝわゆる下水道が厚生省、それから、これは建設省の方からまた設置法の改正をお願いしておるはずでございますが、下水道が建設省、終末処理が厚生省、行政管理庁の方々の今までのいろいろな打ち合せ等によりまして、こゝろいふようにきまつたわけでございします。これは一体どういふことでそゝろなつたかといふお尋ねに承つたのでございしますが、お尋ねにもございしますように、水道、下水道あるいは終末処理といふものは、一つの有機的結合をなすものでございしますから、一つの省で担当するといふ考へ方も私はないが、能率がいいか、どの方が合理的かといふようなことで、こゝろまでやる道程といたしまして、実はいろいろ研究課題になりまして、今のようなことに踏み切つたわけであります。その際に、こゝろいふふりなことが一番いいだろうといふことは、御承知のように上下水道それから下水道、終末処理は、何とていっても国民の衛生問題と非常に關連を持つておるわけでありまして、そゝろで、上下水道關係は何といつてもそれら

○大久保國務大臣 ただいま水道及び下水道に關する問題につきましてのお尋ねでございます。この問題は長い間の懸案でありまして、厚生省と建設省に關係を持つので、いゝゆる所管の争いといひますか、長い間この問題についての研究がありましたので、今回所管の方法をきまつた次第でございます。原則として、上下水道については厚生省所管、それから下水道については終末処理場を除いて建設省、これは下水道の關係、汚水処理の關係が、終末処理場を除いては建設省が所管をする、それからその際つけ加えてきまつたことは、工業用水についてはの所管もやはり問題になつておりましたけれども、これは通産省にまかせたけれども、こゝろいふ三つの原則をきまつた次第であります。これは理想的かどうかが、また最近きめたばかりでありますか、前の所管争いをした時代よりは一歩前進して明らかになつたことと存じております。

○西村(力)委員 その点は法案そのものにも示されておりますので、御説明

の専門知識を持つており、また国民生活と密接な關係を持つておる厚生省が担当するといふことは当然だろう。そこで、その終末処理の間の下水道の問題になるわけでございしますが、下水道は御承知のように、水道の排水も入りませんが、何といつても一番多く入るのことは、雨水が一番たくさん吸収されるわけでございします。それからもう一つは、道路の下を通つておる、しかも大きな工事でも通つておりますし、道路は都市計画その他によつて建設省が担当しておる、それから汚水を下水がのむといふやうな關係で、これは今までの例によりまして、厚生省と建設省が共管になつておつた關係上、いろいろな道路の問題が關係して参りまして、むしろ工事の促進を阻害している。官庁の両方持ちになつておるものですか、一つの書類が両省を回る關係上、そのため公共団体に与へた被害と申しましたやうか、非常な迷惑をかへた。ことに最近都市計画が御承知のような事情でいろいろ進んで参りますと、そのつど下水道の問題がからまつて参りまして、行政能率を上げるためには、どうしても道路管理をやつておる建設省にやつた方がいゝじゃないか、公共団体も、理論よりも実際にはそゝろいふ方が工合がいいといふ便宜論も非常に手伝つておると思つておるわけでありまして、下水道の工事をやるならば、たとへば厚生省がちよつとだいておつて專管になつておつても、道路の下を通るものですか、その点でどうしても建設省の方と協議をしなければならぬ。そこでまた時間がかかる。それならばいつそ理屈としては、上下水道から下水道終末処理を一貫してできることが私は理

想的だと思いますが、今申し上げたように、法令の仕組み、官庁の権限の問題等がございまして、むしろそういう筋を通しますと渋滞して市民に御迷惑をかけてしまふ、こういうことで、この際そういう点で割り切つて下水道は建設省の担当にしよう、ただし、終末処理になりますと、ちょうど上水道の際にも申し上げましたように、この処理を一步譲りますと、国民生活の非常な脅威になる。ばい菌の問題にいたしまして、あるいはまたその処理方法にいたしまして、これは何と云つてもこの方面の行政を受け持つており、国民生活の實際の面を受け持つておる厚生省が担当する以外には方法はないのであります。上水道は厚生省で、終末処理も厚生省で、中だけが建設省だということは、感じからいってもおかしいのであります。今の行政機構からいくと、そうしなければ行政能率が上らない、非常なむだをしておる、こういう便宜論と妥協した、というとはなはだ言葉がどうかと思ひますが、そういうことが一番重点に考慮された案件でございまして、長い歴史を経て争つたのであります。内務省の中に今の建設省、それから衛生局というものがあつたときにも、なかなか大へんなことではございまして、省も違ひし、上水道、下水道が今の都市の整備からいっておられておりますから、そういう事態を取り返す意味からいつてみても、思い切つて今度は両方の共管をやめた方がいゝではないか、こういうことではあります。もちろんこれは行管の審議の際にも両方から出た話し合ひでございまして、長い間の懸案を今度今申し上げたやうな事

情で一挙に解決したい、水道も早く共管をやめて一つ地方の要望にこたえよう、下水も地方の要望にこたえたい、終末処理もこれからが問題になるところでございまして。これは今まで割合はつたらかしのことなんでございまして、最近の尿処理、農家が糞尿を使わなくなつた事情から見ると、これは一、二年來特に大きな問題になつてきていて、さらにここ数年のうちに大々的に解決しなければならぬやうな事情もございまして、この際分難し明確にし、行政効果を上げていきたい、こういうことが主眼で今度お願いしたやうなわけでございます。

○西村(力)委員 理想を私は言ひのやめようと思ふ。そんなことを言つてはちよつと諍弊がありますが、そういうのはしかく簡単ではないと思ひますが、そういふことは申し上げませんが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならぬというやういふ理由がどうしても私には納得できないのです。これは政府がそこまでいったならば、百尺竿頭一步を進めるといふか、これははつきりと三分割した方が、国民としては非常に都合だつたと思ふ。独立した終末処理場ですとこれは厚生省が所管してけつていふかと思ふ。しかし下水道に因連しての終末処理場は、やはり一度した方がいゝのではないか、こうなつてくれば政府側がせつかく進めたにかかわらず、下水道に因してはやはり二またをかけたやうな努力をせざるを得ない、苦勞をせざるを得ないといふことになつてくるわけではあります。公衆衛生上、一步を譲れば重大な結果を見たとお

どかじめいた言葉を聞きますが、建設省は衛生なんか考慮しないといふやうに厚生省はお考へになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるやうなむちやハは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省としての協力といふことがあり得る。むしろそういう形こそ、日本の政治においては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつていく、そういう形でもできるはずで、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くといふことは大事ではないか。どうも大臣の御答弁は、せつかくでございしますが、私としてはやはり終末処理場を下水道から分離して厚生省所管にしたといふことの理由、これはどうしても納得はされないのです。こういう法案提出がなされてこれが通過になれば、また一応前進した姿はあるけれども、関係公共団体の苦勞といふものは決して解消しないであらう、しかも都市計画はそういう下水道の問題にせよ何にせよ、どこの都市でも金さえあれば今にもやらなければならぬといふところが全国至るところにあるのだらうと思ふ。これは非常に緊急な問題です。どこの町でも、そういうことがうまうまかかないために、市街を流れる川に汚物を捨てるといふことがひんぱんに起きていゝのではないか、それを早急に解決することが非常に大事なわけですが、そ

ういふ場合において公共の都合といふことを第一義に考へていって、問題を前進させるといふことが正しい道であると思ふのです。私は、厚生大臣としては今の考へ方はそれでございまして、けれども、将来においてはやはりそういう考へ方にたつて、下水道は頭から足の先まで全部建設省の所管にする、こういうやうな方向をとるべきであるといふ場合には考へられない、これは厚生大臣に御答弁を願つてはちよつと酷ですが、できるならば大久保國務大臣に伺つておきたいのですが、こういう進め方をぜひ大政治家の大久保さんに御推進願ひたい。要は第一義的に考へれば、公共の都合、便宜といふことを考へることが一番大事ではないか、官庁のいろいろな所管争いといふやうなこともありますけれども、それを克服するといふことがまことに大事ではないか。ここまで進んだのだから、あと終末処理場だけ建設省に移管することも決して大しためんどうなことではない、こゝろを思ひわけです。その点に因して一つ所信のほどを承わりたい。

○大久保國務大臣 たいまいいろいろお話を伺いましたが、その通りであります。あなたがそれほど、お話をされるだけ、この行政は複雑で、しかも一般の国民に迷惑をかけておつた。いわゆる所管争いといふやうな、なわ張り争いといふやうな、よくよくこれが原則がきまつて、下水の方は建設省でやるんだ、上水の方は神田厚生大臣がとるんだ、終末処理場はこちらがとるんだという原則だけきまつた。これにも理屈を言つたら限りが無いと思ふのですが、とにかくも事務当局が話し合つて、こゝろを思ひわけましたの

です。それから、しばらくの間これでやらせてもらいたい。やつて、まだあなたの言ひ通り實際に当てはめて工合が悪いといふやうな事件が発生しました場合には、それはそのときの適當な処置をとりたい、こゝろを思ひますから、御了承を願ひます。

○西村(力)委員 一月十八日の閣議決定は、各省にまたがつておる所管といふことは、公共団体にえらい迷惑をかけるからこれを整理しよう、こゝろより所管がまたがつておることは不都合だといふことを前提としてこゝろいふことになつたわけではあります。だから下水道一本が二つの省に分れておつたんです、不都合が起きるといふことは今からでもわかることです。ですからそれをやつてみてその後といふやうなことは、一月十八日の閣議決定の趣旨そのものを没却せられることにはなるのではないかと思ふのです。ですからこの際将来の方向としてつと進んだ考へ方を披露していただくなければならぬと私としては考へる、大久保大臣いかがでございますか。

○大久保國務大臣 たいまい申しました通りでありまして、とにかく三つの事務当局の打ち合せによつてそういう方針をきまつたのですから、これに当分やつてみたいと存じます。

○西村(力)委員 当分やつてみるというこゝろで、やつてみた結果不都合が起きないと予想されるか、起きると予想されるか。その点が前提となるわけなのです。ただ政府としてこの法案を出したのだから、やつとこゝろまでいろいろ問題をまとめたのだからこれでやつてみるという考へ方はわかるのです。しかし、それでも不都合が起

るのではないかと、それを早急に解決することが非常に大事なわけですが、そ

るのではないかと、それを早急に解決することが非常に大事なわけですが、そ

きる、公共団体の迷惑はやはり残る、
こういうことを認められるかどうか。
これが前提となつてのお話を一つ願
たい。

○大久保国務大臣 前よりはずつと乘
になつた、国民に対して申訳が立つと私
は思つておりますけれども、人間の事
務であるから全く支障がないというこ
とは申すことはできませんけれども、
従来よりはよくなつた、こう考えてお
ります。

○西村(力)委員 私の話は下水道を、
終末処理場は厚生省、それまでのとこ
ろは建設省と二つに分ける、このこと
に限つて今私は話をしておる。全般的
にいうてよくなつたということは私も
率直に認めます。ですが下水道の中を
二つに分割しておるといふことは、こ
れに限つて話をする場合においては、
こういふことは結果として当然公共団
体においては一本化よりも不都合が存
在するといふことはつきり認められ
ることが率直な立場ではないか、こう
思ふのです。

○神田国務大臣 私の先ほどの答弁足
らなかつたかもしれませんので、補足
したいと思ひますが、今こうやつても
不都合が残るのじゃないかという御心
配でございますが、それは行政のこと
ですから心配をしてみることはいつ
の場合も当然でございますが、今度は窓
口が一本になつたわけです。これは公
共団体が水道もおやりになる、下水道
もおやりになる、終末処理場も、公共
団体が一つでおやりになるのでありま
すから、そのおやりになる公共団体が
総合的に計画をお立てになつて、水道
はこういふふうにしていきたい、それ
を受けて下水道はこういふふうにして

いきたい、下水道の終末処理はこうい
ふふうにしていきたい、その下水道と
直結しない終末処理だけは先にやつ
て、あとは下水道は三年か何かの計画
でそこへくつつけたい、こういふよう
に考へるのであります、その施設す
る公共団体は一つでございますから、
その当該公共団体からみまして、水道
なら厚生省、下水道なら建設省、終末
処理場は厚生省が持つてくれば、これ
はほとんど仕事はかどつていく、こ
ういふことですから、公共団体の側か
ら見ると非常に喜んでおられるわけな
んです。今まで権限争いで——権限争
いでなくとも両方で調査をなさいます
から、両方にまたがったことが半分の
手数で済むんじゃないか。もう一つそ
の前にさかのぼつて、これは建設省で
できるんじゃないかといふことは、結
局金や人の問題でございますから、ど
この省につけても私はできると思ひま
す。しかしそうなつて参りますと、み
んなが一貫作業をするような形になつ
てしまつて、行政の機構が紛淆する
と思ふ。そこで私が先ほど申し上げたよ
うに、国民生活の衛生上の問題は厚生省
が持つてゐるのだから、上水道は厚生
省がやる。厚生省が担当すれば、現に
そういった要員を持つておるのですか
ら、そのまま、試験所もあり、研究所
もあるからやつていけるのじゃない
か。建設省がやるんならそれまで移さ
なければならぬ。それから機動力と
いふものは、やはり二重になるんじや
ないかと思ひます。下水道の方は
さつき申し上げたように、水道から流
れる汚水よりも、雨水を対象としてい
る問題が多いのです。そこで水道の計
画といふことになりますと、ことに道

路の下を通りますものから、道路
とにらみ合せて、厚生省がかね合ひで
やつていく。そうすれば一つできま
つていく。だから便宜論で、理屈を言
つていく。だから便宜論で、理屈を言
つていく。今お述べになられたことがいろいろ
出るだらうと思ひます。しかし理屈を
忘れて、公共団体が一番やりやすい
にしようじゃないか。今の機構をその
ままにして、有事即応で監督もでき
ば指導もできるということにする。中
の下水道だけは建設省がおとりになつ
て、上と下は厚生省、こういふふう
に割り切つたわけでございます。御議
論ではおっしゃられるようなことがい
ろいろあるかと思ひます。しかし今
の段階においては、施設をおやりにな
る公共団体が非常に楽になつたと喜ん
でおるわけでございます。また時代が
進展して参りますから、その先のこと
は先のことで、当面して参りましたな
らばもう一べん——これはきめたら改
正しないんだといふのではなく、今大
久保国務大臣からもお述べになりました
たように、とにかく今一応喜んでい
て、今までなわ張りできなかったこ
とを政治力で両方納得したのですか
ら、今の段階で申し上げると非常に進
歩だと思ひます。決してほめてく
れといつて申し上げてゐるのじやな
い。権限争いをとにかくここまで圧縮
した。これでやつてみて、またもつとい
い方法が出てきたら、その際には改正
することはいとわぬ。こういふこと
を大久保大臣は申し上げておるのだと
思ひます。どうかささよう御了承願いま
して、一つよろしくお願ひいたしま
す。

○西村(力)委員 神田厚生大臣の御答
弁は、これはやつぱり自信もあるで
しょうけれども、苦しいような立場は
私たちが察せられるのですが、ここま
で一応三分割の形を不完全ながらも進
められたことに對しては、先ほど申し
ましたように、私たちは喜んでおると
いふことを申し上げた。ただ、そこで下
水道が一貫しない点だけが画龍点睛を
欠いてゐる、まことに遺憾に存する、
こういふわけです。そこで今の御答弁
大へん苦しいようでございますが、終
末処理場だけ先に作るというふうなお
話でございますが、下水道の終末処
理場だけを先に作るというふうな例が
ありませんか。尿尿だけを集め
て処理する、こういふ終末処理はある
といふふうな、そういう計画は實際
にあるかどうか、あつたらお知らせ願
ひたい。下水道は雨水がたぐさん入る
から膨大なものを作らなければならぬ
でしょう。下水道全体の計画ができて終
末処理場も一緒に動かしていく、こう
いふことだと考えられますけれども、
言葉じりを拾うようですが、その点を
お知らせ願ひたい。

○神田国務大臣 現に下水道の工事が
大工事で、その工事に直結がでさなく
て終末処理場を直結しようといふので
やつてゐる個所が相当あるのございま
す。私の静岡市などもその一つの例で
ございますが、下水道はなかなか金か
かり、時間がかかります。年次計画
でやつておられますから、それを待ち切
れないで、終末処理場を並行して作り
まして、そして、たとえば静岡の例
を申し上げますと、終末処理場は三年
計画で来年度でさ上る、下水道はまだ
ございまして、現にそういうところま

できておる段階でございます。事実そ
うなつております。

○西村(力)委員 その点ですと、これ
は全体の計画が立つて、仕事の順序が
できて——先ほどのお話と違ひのじや
ないかと思ひますが、それはやめま
しょう。それで私が申しました趣旨
は、一歩前進せられましたか、とにか
くこれではまだ公共団体としては、前
将来においてはいろいろ不都合、不
便が起きてくるから、これは遠からず
もう一段整備するといふ方向をす
とつていただかなければならぬ、こう
いふことを強く希望申し上げます終
ることになります。

○相川委員 それでは他に質疑の通
告もありませんので、これにて厚生省
設置法の一部を改正する法律案の質疑
は終了いたしました。

これより討論に入るのであります
が、別に討論の通告もありませんの
で、本法律案に対する討論はこれを省
略いたしますと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相川委員 御異議なしと認めま
す。よつてさよう決しました。

これより厚生省設置法の一部を改正
する法律案について採決に入ります。
本法律案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○相川委員 起立総員。よつて本法
律案は全会一致をもつて原案の通り可
決いたしました。

なお本法律案に関する委員会報告書
の作成につきましては、委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

○西村(力)委員 起立総員。よつて本
法律案は全会一致をもつて原案の通り
可決いたしました。

なお本法律案に関する委員会報告書
の作成につきましては、委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相川委員長 御異議なしと認めます。よって、さより決しました。

○相川委員長 引き続き法務省設置法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。受田君。

○受田委員 これは今回の法務省設置法に関連する問題としてお尋ねしてピリオドを打ちたいと思っておりますが、従来この法務省という役所は、あ

たかも別格官制のごとき機関として、行政、司法、立法のうちの司法部を担当する形において、一般行政の性格と違つた要素をいつも持つておる点があると思つております。その一つが、

ここで今指摘したいところの、法務省のお役人で検事の身分にあつて法務省の局長をしている人たちがあつて法務省のことを知つております。一般行政の問題とどうした法務行政といふものを

あつかも別の系統であるかのごとくに見せかけておる一つの事実として、検事の身分であつて、検事の俸給をもつて法務省の局長などをやつておる

現実があると思つておりますが、大臣も事実をお認めになりますか。

○中村國務大臣 御指摘の通り事実であります。

○受田委員 ところが、その職務は局長の職務を行つておられる、検事の仕事をしておられないのです。検事の仕事をしないで局長の仕事をしておる職員に対して、検事の俸給をよるといふことは、これは給与体系を乱し、

また法務省をして他の省と別の役所のごとき印象を与える大へんな問題点であると思つておりますが、大臣の御見解はいかがでございますか。

○中村國務大臣 実はこの点は御指摘のよるな感じの出るのやむを得ないと思つておりますが、ただ法務省は、御承知の通り裁判検察に關係をした業務がほとんど大部分でございますので、本省の局長その他の係官にいたしましたも

判事または検事の経験を持つた者、その実務のわかる者であることが非常に実質的な要素として必要でありますので、検察關係、裁判關係と法務本省との

人事の交流は常時できる態勢になければ適當ではございません。この点は、御承知の通り法務省設置法に明瞭に規定

をされておりました。法務省設置法で検事または判事の資格のまま局長その他法務本省の行政事務につけるような

制度にしていただいておりますので、この法務省設置法に基きましてさよりな措置をとつておる次第であります。

なおお年令等からいいますと、裁判官の職務にいたして、一般行政官より

は———認証官にいたして、一般行政官の認証官の場合には大体年令が四十二、三才、あるいは多くて五才とい

う程度が多いのでありますが、法務省關係の認証官は平均年令五十才とい

うような、他の官庁に比較いたしますと大学の卒業年度などから申しまして

も大体七、八年は少くともおられておりますので、これらの人々と連続をいたして行政をいたして、判事または検事の年令または実力とつり合つた者が本省におりませんと、行政事務も円滑に参りませんので、さよりな特別措置を講じていただいております。その点をどうぞお含みをいただきたいと思います。

○受田委員 私は、大臣の御答弁の年令の問題、あるいは判検事と法務省の職員との人事交流などの便宜上の問題というものは、この際大して議論にならぬと思つております。なぜかとい

うと、局長の職務を行つる職員は、検事の俸給をよるといふことには法体系を乱している点があり、これを私は指

摘をしたいと思います。法務省だけがさういふ特例を持つておるというところ

に、何らか法務省に対する疑惑といひますか、特権的な機関としての印象を与

えるおそれがあると思つて、少くとも給与のものはその職務に対して支給するものであります。ですから、判事、

検事の身分、資格で局長を兼ねるといふのであれば、それは判事、検事の仕事を

していただければならないわけでは

ないと思つておるわけでは、一般法務行政を担當しておる職員が、判事や検事の給与をよるといふのは筋違

いだと私は今指摘しておるわけでは、これは単に今の大臣の御答弁では納得できない点でございますので、そこを明瞭に御答弁願ひたい。

○中村國務大臣 御指摘の点は、法務省設置法にさうあるとしても、それは法体系、給与体系を乱すものだから改善すべきではないか、こつて御指摘のように拝聴いたしました。先刻も申し上げましたように、法務省と他の検察司法關係との人事交流といふものはどうしても必要でございますし、また年令的に、あるいは學歷、学校卒業年度等から見まして、大体現場で仕事

をする人々と、本省の局長等になりましてそれに関連した行政を行います者とのつり合ひの上からいひましても、実質の問題として、やはり検事と同様の俸給を——業務は局長でありま

すが、検事の地位のままで局長の地位につくのであります。検事と同等の俸給をよるといふことは、さよりな

人事の交流が全くなり詰まつてしまつてできないことに事実上なりますので、この点は、私どもとしては、なるほど

給与体系という面から議論をいたしますが、他の官庁との關係等も考えられますが、実際の法務行政運用上やむを得ざるころである、かように考

へておる次第でございます。

○受田委員 裁判官には裁判官の報酬等に関する法律といふものがあり、検察官には検察官の俸給等に関する法律が別々にできておる。しかもその裁判官の報酬等に関する法律を見ますと、一般公務員よりは三号ないし四号

高いところに裁判官の報酬が置かれておる。従つて裁判官の身分にあつた者が法務省の役人に転出した場合には、

一般行政の職にある人より高い給与をもらつておる人がなるのであるから、そこで前の俸給をもとにして計算することにすれば、自然に高い方をとるといふことになつて、一般法務行政の職員としてでなくして、それよりも高い給与体系にある者をそのままの形で受け入れることになつておる。一般行政職といふものは、一般行政の職の責任と内容を持つておるものであ

る。それは判事や検事の職の内容を持つておるものじゃないのですから、従つて法務省の一般の役人になられた

場合は、特別に高い給与体系にある俸給表を適用するのでなくして、一般行政職の俸給表を適用するのが筋だと思つておる。法務省設置法に判事や

検事の資格にある者を充てることのできるというところは、結局俸給まで判事や検事の俸給を渡してこれを待遇せよ

という意味でなくして、判事や検事の身分にある者が一般行政職の法務省の役人になることができるものだと思つておる。その意味におい

ても、俸給は新しい職務の行政職の俸給を支給するのが順序である、こつて考へるのですがいかがでございますか。

○中村國務大臣 判検事から局長の事務をとる人間につきましては、御指摘のよるな問題もあつたので、法務省設置法では、実は一定の限度をきめておるのであります。一定の範囲内においてそれができます。判事から法務省へ参ります人は、判事の地位でなく

検事の地位に参りまして、検事として法務省の本省の業務に當るわけでありまして、本務はあくまで検事であるわけでありまして、たださういふような点を考慮いたしまして、法務省設置法におきましては人数を無制限にやらせないで、大体限界を定めてやつておる次第であります。これはいろいろ御議論もございましたが、部内の人事交流の上から必要最小限度のものであ

る、と私どもはさように考へておる次第でございます。

○受田委員 中村さん、あなたは非常に頼もしい。判検事の身分にあつた者が法務省の高級職員に転出する場合

に、従来の俸給をもらって出るといふ形のもの、法務省だけに――他の省に実例がないのです。法務省だけがそれをやっているという事は、これは重大な一つの問題点だと思ふ。あなたの在任中に、そうした他省に見ることのできない法務省の一般行政職にある職員をして判検事の俸給を与えるという、こうした実際に職務に当っていな

人の俸給を与えるというよりな形のものをとらしめないうに改正する意思はないかどうか。従来の法規の欠陥を改めて、この際一般各省と同等の措置をするという御決意を持っていて、どうかの御決意の点を伺いたいのであります。ほかのことは御答弁を要りません。

○中村国務大臣 決意を聞かれますと、私もいたしましては、法務省と検察庁は実際連携をして常に業務を行わなければなりませんので、行政事務という形ではあります、本質的には一体であるべきだと思ふのであります。そつら一体の形において行われる業務につきましては、活発な人事の交流がなければとていその本来の使命を果すことはできないと思ふのであります。さような見地から、私もいたしましては現行の法務省設置法に規定されております特例は、国会の議決を得ましたこの制度は適切なものであつて、これを変えるといふことはできません。法務省といふのは本質が一体の業務でありながら、行政事務、検察といふその必要の仕事だけによつて区分がされましたら、とてい本質の一体を生かすような人事の交流が不可能になりますから、どうぞさような意味において御了承をいただきたいと思ふいます。

○受田委員 あなたの前任者でいらつした某法務大臣は、法務省内部の意見が全部、恩赦に選挙違反その他の政治犯はこれを掲げてはならないと決意をしたにかかわらず、驚くべき恩赦を実施された巨頭であります。これは後世法務省の大臣としてはなほ信頼を失墜した大問題と指摘されるのであります。私は法務省といふ役所が

やうした古い因襲で判事や検事に支配されて、大臣が一般法務行政の上で、この間の恩赦を政治犯に限つたようなのは、これはまことに千古未曾有、空前絶後のものだと思ふのですが、今後正しい法務行政を行つ場合に、検察官や判事とかわつた立場で法務行政をやつていくのが、法務省の一般行政の立場としては私は筋が通ると思ふ。判事、検事の顔の色をうかがいながら仕事をすることなくして、筋の通つた法務行政をやる、これが正當な一般職の法務省の職員であるべきだと思ふ。あなたのお説によると、古い法務省内の判検事ははなはだしく重く用いて、判検事の集くつのごとき法務省になつていく印象を私は多分に受けるのです。法務省といふ役所は、やはり法務省設置法に基く一般行政の機構の上に立つた役所であつて、法務省そのものは裁判所じゃないのですから、私はその意味においては、願わくばもつと他省との均衡がとれて、他省と変つた色彩を發揮し過ぎて法務の一般行政の権威を失墜するやうな形であつてはならぬと思ふ。従つて一方においては給与体系をくずし、一方においては法務一般行政の権威を失墜すること

大臣の発言は、はなはだ納得できないと思ふのでございますが、再考を

される余地なきやいなや、あらためて御答弁を願ひたい。

○中村国務大臣 いろいろ御指摘でございますが、この点については私直ちにどうも再考する余地のない問題ではないか、かように考えております。ただ法務行政の本来の姿といたしましては、他の省と違ひまして、もちろん所管大臣といたしましても政略的な行政は慎むべきであつて、同時に部内の方が、それぞれ他の司法知の本職のままで行政事務をしばらくとつておるといふ姿にかんがみまして、事務当局も他の行政庁の事務当局とは違つて、きぜんたる一つの情念を持つて當つてもらふ、また大臣もこれに即応いたしまして、できるだけ政略にとらわれない法務行政をやつていく、かういふことがいいのじゃないか、かように考えております。

○相川委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて法務省設置法の一部を改正する法律案に対する質疑を終了いたしました。これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相川委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。これより採決に入ります。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○相川委員長 起立議員。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。なお本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相川委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会
〔参照〕
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十八日印刷
昭和三十三年三月十九日発行